

# 令和7年度（2025年度）採用「藤田奨学生」（貸付）募集要項

西宮市教育委員会

西宮市教育委員会では、令和7年度（2025年度）藤田奨学金の奨学生（予約）を募集します。社会福祉の増進を目的とした故藤田亀太郎氏からの寄付金により、藤田奨学福祉基金が設置されました。藤田奨学金は、これに基づき創設された奨学制度です。希望される方は、次のとおり申し込んでください。

なお、申込多数の場合は、世帯の経済状態や学業成績を加味した選考を行いますので、ご希望に添いかねる場合もあります。ご了承ください。

## 1 申込資格等

(1) 申込資格 次の①～③のすべてに該当する者（年齢不問）

① 令和7年4月に次のア～ウのいずれかの学校・養成施設に入学しようとする者

ア 修業年限4年以上の大学（修士課程・博士課程を除く）

イ 修業年限3年以上の短期大学・専修学校専門課程（医療・衛生・社会福祉関係学科に限る）

ウ 修業年限2年以上の介護福祉士養成施設

② 他の奨学金の貸付や給付を受けない者

※廣藤奨学金・高橋奨学金との併願は可能ですが、重複しての採用はありません。

③ 保護者が西宮市内に在住し、保護者の令和5年中（2023年1月～12月）の総所得金額が下表の基準以下の者（両親ともに所得がある場合は合算）

※父（母）親が単身赴任で市外在住の場合でも申し込みは可能ですが、所得は合算します。

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準所得	174万円	251万円	306万円	360万円	404万円	467万円

(注) 1 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

2 家族数とは、本人及び両親と、両親の住民税の扶養親族の対象になっている人を加えた人数です。

3 家族数が6人を超える場合は、1人増すごとに92万円を6人の基準所得に加算します。

4 奨学金申請時において保護者が失業中により無収入等の事情がある場合は、「雇用保険受給資格者証」の写し等の失業状態を証明する書類と、令和6年1月から失業時までの収入を証明する書類の写しを添付してください。

5 家族に障害者がいる場合は、身体障害者手帳、療育手帳の写し等の証明書類を添付してください。

6 次の特別事情に該当する場合は、相当額を総所得金額から控除することができます。

特別事情	総所得金額から控除する金額
家族に障害者がいる場合	障害者1人につき 41万円
家族に修学者がいる場合 ※申請者本人も在籍している又は卒業した学校によって右記①～④のいずれかが適用されます。	① 本人を含む国公立高校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部を含む）の生徒1人につき 12万円 ② 本人を含む私立高校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部、朝鮮高級学校を含む）の生徒1人につき 54万円 ③ 本人を含む国公立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 54万円 ④ 本人を含む私立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 96万円

- |                  |       |       |             |
|------------------|-------|-------|-------------|
| (2) 貸付額<br>(無利子) | 国公立大学 | 自宅通学  | 月額 29,000 円 |
|                  |       | 自宅外通学 | 月額 35,000 円 |
|                  | 私立大学  | 自宅通学  | 月額 38,000 円 |
|                  |       | 自宅外通学 | 月額 48,000 円 |
- (3) 募集人数 2 名
- (4) 貸付時期 貸付金は 5 月末と 10 月中旬に 6 か月分ずつ交付します。

## 2 申込手続

- (1) 申込期間 令和 6 年 10 月 21 日 (月) から令和 6 年 11 月 15 日 (金) まで【必着】
- (2) 提出先 西宮市教育委員会 学事課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 電話：0798-35-3817

### (3) 提出書類

#### ① 藤田奨学生願書

在学する、又は卒業した高等学校等で推薦調書、成績評価等の記入を依頼してください。

※高等学校卒業程度確認試験により大学入学を目指している等、高等学校等に在籍しない又は卒業していない場合は、学事課へご相談ください。

#### ② 所得に関する証明書 (該当する場合のみ)

教育委員会が市税課税台帳等を閲覧しますので、所得に関する証明書は必要ありません。

ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に西宮市に転入された方は、西宮市では所得の確認ができませんので、前住所地の市役所等で市民税・県民税課税証明書の発行を受けて添付してください。両親ともに所得がある場合は合算するので、両親がいて両方とも配偶者控除がない場合又はいずれかに専従者控除がある場合は、必ず両方の課税証明書を添付してください。

生活保護世帯の方は、「生活保護証明書」を添付してください。

## 3 奨学生の採用について

### (1) 選考結果の通知

1 月中に本人宛に通知します。

### (2) 採用予約の効力について

採用予約の効力は、次の①～③のいずれかに該当するようになった時にその効力を失います。

- ① 奨学生として採用予約された者が令和 7 年 4 月に対象の学校等に入学しなかった場合
- ② 西宮市の募集する他の奨学金 (高橋・廣藤) の給付・貸付を受けることが決定した場合
- ③ 願書に記載した事項に虚偽又は誤りが発見された場合

## 4 申請後の手続きについて

奨学金の貸付が決定した後、借用証書等の必要書類を提出していただきます。

借用証書等の作成には、借受人と連帯保証人 2 名の実印の押印および印鑑登録証明書の提出が必要となります (借受人が未成年の場合、連帯保証人のうち 1 人は借受人の保護者)。

連帯保証人は、借受人と連帯して返還の債務を負える独立の生計を営む成年の方です。(それぞれの印鑑登録証明書の提出が必要)

なお、借用証書等の提出時には、原則申請者 (学生) との面談を行います。

以上をふまえて、必要書類を提出いただけない場合は、正式採用とはなりませんので御注意ください。

## 5 奨学金の返還

貸付を受けた奨学金は卒業年次の 12 月を第 1 回とし、以後半年ごとの 40 回均等返還となります。